

これからの労働時間制度に関する検討会 開催要綱

1. 趣旨・目的

労働時間制度については、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）により、罰則付きの時間外労働の上限規制や高度プロフェッショナル制度が設けられ、働く方がその健康を確保しつつ、ワークライフバランスを図り、能力を有効に発揮することができる労働環境整備を進めているところである。

こうした状況の中で、裁量労働制については、時間配分や仕事の進め方を労働者の裁量に委ね、自律的で創造的に働くことを可能とする制度であるが、制度の趣旨に適った対象業務の範囲や、労働者の裁量と健康を確保する方策等について課題があるところ、平成 25 年度労働時間等総合実態調査の公的統計としての有意性・信頼性に関わる問題を真摯に反省し、統計学、経済学の学識者や労使関係者からなる検討会における検討を経て、総務大臣承認の下、現行の専門業務型及び企画業務型それぞれの裁量労働制の適用・運用実態を正確に把握するための統計調査を実施したところである。当該統計調査で把握した実態を踏まえ、裁量労働制の制度改革案について検討する必要がある。

また、裁量労働制以外の労働時間制度についても、こうした状況を踏まえた在り方について検討することが求められている。

このため、裁量労働制その他の労働時間制度について検討を行うことを目的として、「これからの労働時間制度に関する検討会」（以下「本検討会」という。）を開催する。

2. 検討事項

本検討会においては、次に掲げる事項について検討を行う。

- ・ 裁量労働制の在り方
- ・ その他の労働時間制度の在り方

3. 運営

- (1) 本検討会は、厚生労働省労働基準局長が学識経験者（別紙）の参集を求めて開催する。
- (2) 本検討会においては、必要に応じ、(1)の参集者以外の者の出席を求めることがある。
- (3) 検討会、会議資料及び議事録については、原則として公開とする。ただし、個人のヒアリング等、公開することにより、特定の者に不当な利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある場合等において、座長が非公開が妥当であると判断した際には、非公開とすることができる。なお、非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開する。
- (4) 本検討会の座長は、参集者の互選により選出し、座長代理は座長が指名する。
- (5) 本検討会の庶務は、厚生労働省労働基準局労働条件政策課において行う。

(別紙)

これからの労働時間制度に関する検討会

参集者名簿

あらかし たかし
荒木 尚志

東京大学大学院法学政治学研究科教授

おぼた ふみこ
小畑 史子

京都大学大学院人間・環境学研究科教授

かわた たくゆき
川田 琢之

筑波大学ビジネスサイエンス系教授

くろだ さちこ
黒田 祥子

早稲田大学教育・総合科学学術院教授

しまぬき ともゆき
島貫 智行

一橋大学大学院経営管理研究科教授

つつみ あきずみ
堤 明純

北里大学医学部教授

ふじむら ひろゆき
藤村 博之

法政大学大学院イノベーション・マネジメント研究科教授

(敬称略・五十音順)